## 在宅療養支援診療所在宅療養支援病院

## に係る報告書(新規・8月報告)

※該当するものを〇で囲むこと

т	古北1	年四月	ーナウ	皮美太	HD VLI	た患者	1-01	17
Ι.	וועד 🗗	平旧川	~往 卍	:簱食を	ʻ∤⊔∃l	/に思有	レン	, <b>1</b> C

1	平均診療期間	引					(	)ヶ月	
2.	合計診療患者	<b></b> <b>對</b>					(	)名	
	【再掲】死亡患者数						+3+4 (	)名	
	(1)うち医療機関以外での死亡者数						(	)名	
	ア. うち自宅での死亡者数					1	(	)名	
	イ、うち自宅以外での死亡者数			2	(	)名			
	(2)うち医療機関での死亡者数					3+4	(	)名	
	ア. うち連携医療機関での死亡者数					3	(	)名	
	イ、うち連携医療機関以外での死亡者数 超重症児又は準超重症児の患者数 (15歳未満であって、3回以上定期的な訪問診療を実施し、在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定したものに限る。)					4	(	)名	
(1) 学							(	)名	
Ⅱ. 直近	1年間の訪問	引診療等	の実施回数	対について		· · · · · ·			
	問診療等 合計回数	(1)	往診		再掲】 急の往診	(2)割	訪問診療		問看護を含む)
1)+2	)+3	1		J. 'J <del>st</del> e	心・マン 1上ロン・・・・	2	<u>atatatatatatatatatatatatata</u>	3	<u> </u>
(	)回	(	)回	(	)回	(	) 回	(	) 回
Ⅲ. 直近	1月間におけ	る往診り	スは訪問診	療の状況	について				
1	① 初診、再診、往診又は訪問診療を実施した患者数 ② 往診又は訪問診療を実施した患者数							(	)名
2								(	)名
					<del></del>	1.1			

IV.主として往診又は訪問診療を実施する診療所に係る状況(Ⅲの③が95%以上の医療機関は記入すること)

(1									
	[	医療機関(算出に係る機関; 🥏	年 月 日~ 年	三月日)					
		保険医療機関の名称	患者の紹介を行った医師	患者の紹介を	を受けた日付				
	1								
	② ③								
	<u> </u>								
	(4)								
	<b>(5</b> )								
(2)	Ī	直近1月間の診療実績(算出に	系る機関; 年 月	日~ 年	月 日)				
	)	在宅時医学総合管理料を算定	名 名						
	$\odot$	②施設入居時等医学総合管理料を算定した患者数							
	① ①及び②のうち、要介護3以上又は別表第八の二に規定する別に								
	③   厚生労働大臣が定める状態に該当する患者数								
		施設入居時等医学総合管理料	0/						
	4	2/(1+2)	%						
	<b>(5</b> )	要介護3又は別表第八の二に	規定する別に厚生労働:	大臣が定める状	%				
	)	態に該当する患者の割合			70				

## Ⅴ. 在宅支援連携体制について

1. 在宅医療を担当する常勤の医師数	(	)名				
2. 連携する保険医療機関数	(	)医療機関				
以下は機能強化型の在支診・在支病のみ回答。						
3. 地域ケア会議、在宅医療・介護に関するサービス担当 者会議又は病院若しくは介護保険施設等で実施される他 職種連携に係る会議への出席回数(直近1年間)	(	)回				
4. 往診・連絡体制構築のために協力している在宅療養 移行加算を算定する診療所	(	)医療機関				
5. (病院の場合のみ回答)在宅療養支援診療所等からの 要請により患者の受入れを行う病床を常に確保している	□ 該当する					
6. (病院の場合のみ回答)在宅療養支援診療所等からの 要請により患者の緊急の受入れを行った回数(直近1年 間)	(	)回				

## [記載上の注意]

- 1 Iの1の「平均診療期間」は、患者1人当たりの在宅医療を開始してからの平均診療期間を月単位で記載すること。
- 2 I の2(1)の「うち医療機関以外での死亡者数」を記入するに当たり、介護老人保健施設等の入 所施設で死亡した患者については、「イ. うち自宅以外での死亡者」欄へ計上すること。
- 3 I の2(2)の「連携医療機関」とは、事前に緊急時の受入を届出ている医療機関であり、在宅支援連携体制についても含むものである。
- 4 Ⅱの「うち緊急の往診」については、緊急又は夜間・休日若しくは深夜に行った往診を計上すること。
- 5 Ⅲについては、在宅療養支援診療所が記入すること。
- 6 Vの「在宅支援連携体制について」を記載するに当たっては、自院を含めた数を記載すること。 なお、第9の1(2)に規定する在宅療養支援診療所、第14の2の1(2)に規定する在宅療養支援 病院が記載すること。